

病後児保育の利用基準

病後児保育を利用できる児童は、医療機関を受診後、医師が病気の回復期であるが、保育園等での集団保育が困難と判断し、基本的に次の1～4の条件を満たしている場合とします。

※ 最終的な判断は、かかりつけ医等医師の判断となります。

【条件】

1. 診断名	今回の症状で医療機関を受診し、暫定診断がついている。
2. 体温	直近の24時間において、体温が37.5度を超えていない。
3. 食欲	通常の半分程度の食事と水分摂取が可能である。
4. 消化器症状	腹痛及び嘔吐がなく、下痢があっても水様性でない。

【症状別病後児保育の目安】

症状	病名	預かりできる状態（目安）
発熱	突発性発しん	解熱している。
	インフルエンザ	解熱後2日を経過している。
	おたふく風邪（流行性耳下腺炎）	発症後5日を経過している。
	咽頭結膜熱（プール熱）	解熱後2日を経過し、目脂・流涙がほぼ消失している。
	咽頭炎・扁桃腺炎	解熱し、食事が可能である。
	ヘルパンギーナ	解熱し、食事が可能である。
発疹 ^{しん}	水ぼうそう（水痘）	全ての発疹がかさぶたになっている。
	手足口病	解熱し、食事が可能である。
	ウイルス性発疹症	解熱し、食事が可能である。
	風疹	解熱し、発疹が消失している。
	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後1日経過し、解熱している。
せき	気管支炎・肺炎	明らかな喘鳴及び呼吸困難がない。
	気管支喘息	
	喘息様気管支炎	
	百日咳	
	マイコプラズマ肺炎	
	R S気管支炎	
その他	中耳炎	体温が37.5度を超えていない。
	外科的疾患	保育所等で保育が困難な場合。
感染性胃腸炎	急性胃腸炎（ウイルス性）	嘔吐、下痢等の症状が治まっている。
	急性胃腸炎（細菌性）	
	嘔吐下痢症（ロタウイルスなど）	

※病後児保育の利用については、利用当日の状況で判断します。

利用当日に熱が38度以上あるなど条件を満たしていない場合は利用できません。